

社会福祉法人 竹富町社会福祉協議会役員並びに評議員等の
報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人竹富町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の手当)

第 3 条 本会の役員には、次のとおり手当を支給する。

会 長	月額	40,000円
副会長	月額	10,000円
監 事	日額	10,000円

(報酬及び費用弁償)

第 4 条 理事会、評議員会、各種委員会等に出席した報酬並びに費用弁償は、次に定める報酬及び費用弁償表に基づき支給する。

(報酬及び費用弁償表)

職 種 別	報 酬 額	費用弁償
理 事 会	日 2,500 円	社会福祉法人竹富町社会福祉協議会旅費規程を 準用する。
評議員会	日 2,500 円	
監 事	日 2,500 円	
各種委員会	日 2,500 円	

(講師謝礼金)

第 5 条 本会が開催する講習会、研修会等の講師謝礼には、謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の支給額は、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 12 日から施行する。

附則

この規定は、令和 4 年 6 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。